

令和5年第3回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和5年5月9日 開会

令和5年5月9日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和5年第3回奈井江町議会臨時会

令和5年5月9日（火曜日）

午前 9時57分開会

午前 11時02分閉会

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 選挙第1号 議長の選挙について
- 第 4 会期の決定について
- 第 5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 会議案第1号 議会運営委員の選任について
- 第 8 会議案第2号 常任委員の選任について
- 第 9 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第6号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 第13 選挙第7号 空知中部広域連合議会議員の選挙について
- 第14 選挙第8号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 第15 選挙第9号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 第16 選挙第10号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 第17 議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第18 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第19 調査第2号 広報常任委員会の調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	長相澤公
総務課	参事	辻脇泰弘
教育委員会	参事	松本正志
産業観光	参事	石塚俊也
町立病院	参事	杉野和博
企画財政課	長	井上健二
建設環境課	長	加藤一之
町民生活課長兼会計管理者		横山誠
保健福祉課	長	鈴木久枝
建設環境課	課長補佐	石川裕二
保健福祉課	課長補佐	辻脇真理子
総務課	課長補佐	田中恵
産業観光課	課長補佐	遠藤友幸
代表監査委員		中野浩二
農業委員会	会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局	長	滝本静
議会庶務係	主査	釣本真由美

開会・挨拶

●事務局長

皆さん、おはようございます。

第3回臨時会、ご出席、お疲れさまでございます。

開議に先立ちまして、一般選挙後、初議会でございますので、町長からご挨拶をお願いしたいと存じます。

町長、よろしく願いいたします。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

令和5年の第2回臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、さきの統一地方選挙において、ご当選をされ、本日ここに初議会にご出席を頂くこととなりました。

皆様方の政治信条、まちづくりに対する信念と行動力が、多くの町民の皆様の厚い信望と期待を集めて、ご当選の栄を受けられたこと、まずは心から深く敬意を表するところであります。

私から申すまでもなく、奈井江町は、「まちづくり自治基本条例」を制定し、子どもから高齢者まで、全ての町民がまちづくりに参加する、この理念を共有してまいりました。

我々行政と議会は、この理念を受け止めながら、責任ある議論に努めいかなければならないと考えております。

活気あるまちづくりを目指すため、議員各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが、一言、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

●事務局長

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長議員の大矢議員を紹介いたします。

大矢議員、議長席にお着きください。

(年長議員 大矢議員 着席)

●臨時議長

皆さん、おはようございます。ただいま、紹介されました大矢です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただいま、出席議員9名で定足数に達していますので、令和5年奈井江町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

(10時01分)

●臨時議長

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、ただいまご着席の議席とします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

●臨時議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、臨時議長において、笹木議員、根岸議員を指名いたします。

日程第3 選挙第1号の上程・選挙

(10時01分)

●臨時議長

日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

●臨時議長

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、星議員、根岸議員を指名いたしま

す。

投票用紙を配ります。

(事務局長 投票用紙 配付)

●臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

●臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱 点検)

●臨時議長

異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまから、投票を行います。

点呼は、事務局長にさせます。

事務局長。

●事務局長

1 番根岸議員、2 番星議員、3 番篠田議員、4 番大関議員、5 番遠藤議員、6 番石川議員、7 番森岡議員、8 番笹木議員、9 番大矢議員。

以上でございます。

(投票)

●臨時議長

投票漏れはありませんか。

(なし)

●臨時議長

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
星議員、根岸議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

●臨時議長

開票の結果を、事務局長に報告させます。
事務局長。

●事務局長

開票の結果をご報告いたします。
投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。
有効投票のうち、森岡議員6票、石川議員3票。
以上でございます。

●臨時議長

この選挙の法定得票数は3票です。
したがって、森岡議員が、議長に当選されました。
議場の出入口を開けます。

(議場を開く)

●臨時議長

ただいま、議長に当選されました森岡議員が議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

●臨時議長

議長に当選されました森岡議員より、発言を求めていますので、これを許します。

(森岡議員 登壇)

●森岡議員

議長就任に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。
ただいまは、同僚議員の皆様より議長に選任をいただき、誠にありがとうございます。

身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いをしております。

少々古い話で恐縮でありますけれども、私が議員として初めてこの場所に来させていただいたのは20年前の平成15年5月であります。

振り返りますと、就任直後には、奈井江町の将来に関わる市町村合併問題があり、さらには住民の大切なライフラインであります水道事業の広域化や小学校の統合、福祉施設の民営化、また直近では、役場庁舎の新規建設など、その時々大きな政策課題について、議会の中で十分議論をして、判断をしてまいりました。

その都度、議員としての責任、さらには意思決定をする議会としての重要な役割と責任を痛感してきた次第であります。

今期におきましては、来年5月、供用開始となる建設中の役場庁舎の完成や次年度に行われる現庁舎の解体・外構工事など、予算も含めて監視をするとともに、令和6年度に策定をされます第7期まちづくり計画と併せ、財政推計を伴う前期5か年の実施計画が、まず当面大きな課題になると思っております。

当然ながら、計画作成までに議会がいろいろ関与することが重要であると思っておりますし、議会としても、今まで以上に執行機関に情報提供を求めることや、町民との情報共有、さらには幅広く町民の声を聞くことで、その思いを少しでも政策に盛り込むような努力が必要だと思っております。

さらには、財政の問題、病院経営、奈井江版生涯活躍のまち事業など、注視すべき課題はたくさんあると思われませんが、議会が住民代表の最終意思決定機関としての役割と責任を十二分に果たせるよう、公正公平な議会運営に努めるとともに、誠心誠意職務に努力をさせていただき所存でございますので、議員の皆さん、町長はじめ、理事者、職員の皆さんのご指導、ご協力を心よりお願いを申し上げます、議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

●臨時議長

これで、臨時議長の職務は、全部終了いたしました。

皆様ご協力に、心から感謝申し上げます。

森岡議長、議長席にお着き願います。

しばらくの間、休憩いたします。

(休憩) (議長席 交替)

日程第4 会期の決定について

(10時16分)

●議長

会議を再開いたします。
日程第4、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第5 選挙第2号の上程・選挙

(10時17分)

●議長

日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

●議長

ただいまの出席議員数は9人です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、星議員、根岸議員を指名いたします。
それでは、投票用紙を配ります。

(事務局長 投票用紙 配付)

●議長

配付漏れはございませんか。

(なし)

●議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱 点検)

●議長

異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

ただいまから、投票を行います。

点呼は、事務局長にさせます。

事務局長。

●事務局長

1 番根岸議員、2 番星議員、3 番篠田議員、4 番大関議員、5 番遠藤議員、6 番石川議員、7 番笹木議員、8 番大矢議員、9 番森岡議員。

以上でございます。

(投票)

●議長

投票漏れはありませんか。

(なし)

●議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

星議員、根岸議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

●議長

開票の結果を、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。
有効投票のうち、大関議員 7 票、石川議員 2 票。
以上でございます。

●議長

この選挙の法定得票数は 3 票です。
したがって、大関議員が、副議長に当選されました。
議長の出入口を開きます。

(議場を開く)

●議長

ただいま、副議長に当選されました大関議員が議場におられます。
会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

(告知)

●議長

大関議員。

(大関議員 登壇)

●大関議員

それでは、一言だけご挨拶申し上げます。

ただいま副議長に就任をいたしました大関であります。

現在 3 期目でありますけれども、副議長を拝命することになりまして、その職責の重さに本当に身が引き締まる思いであります。

どういうふうに進めるかは、先ほど議長が挨拶で申し上げたとおりであります。議長を補佐していくのは当然のことではありますが、私、副議長の立場で、いろいろな議会改革や議員のなり手不足など、いろいろな方面の仕事をしっかりと行っていきたく思います。

今後 4 年間、しっかりと副議長の立場として頑張りますので、皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。

日程第 6 議席の指定について

(10 時 28 分)

●議長

日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

議席番号及び氏名を申し上げます。

1番根岸議員、2番星議員、3番篠田議員、4番遠藤議員、5番石川議員、6番大矢議員、7番笹木議員、8番大関議員、9番森岡議員。

以上でございます。

●議長

ただいま、局長朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

それでは、この時計で45分まで休憩といたします。

(休憩) (会議案等の議案配付)

日程第7・第8 会議案議案第1号・第2号の上程

(10時37分)

●議長

それでは、会議を再開いたします。

日程第7、会議案第1号「議会運営委員の選任について」

日程第8、会議案第2号「常任委員の選任について」を、一括して行います。

「議会運営委員の選任について」及び「常任委員の選任について」、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議会運営委員の選任について」

奈井江町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日提出、奈井江町議会議長。

記と致しまして、

委員、石川正人、大関光敏、篠田茂美、根岸一志。

指名推選、令和5年5月9日。

会議案第2号「常任委員の選任について」

奈井江町議会委員会条例第7条の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

令和5年5月9日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、

まちづくり常任委員会、笹木利津子、森岡新二、大矢雅史、石川正人、遠藤共子、大関光敏、篠田茂美、星厚早、根岸一志。

広報常任委員会、笹木利津子、遠藤共子、星厚早、根岸一志。

指名推選、令和5年5月9日。

以上でございます。

●議長

お諮りします。

「議会運営委員の選任について」及び「常任委員の選任について」は、委員会条例第7条第1項の規定により、ただいま、局長朗読したとおり、各委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

ただいま、指名したとおり、選任することに決定をいたしました。

つきまして、ただいま、選任されました私は、まちづくり常任委員を辞任したいと思いますので、議長席を副議長と交替をいたします。

暫く休憩といたします。

(10時40分)

(休憩) (議長席を副議長と交替) (議長 退場)

●副議長

(10時40分)

それでは、会議を再開いたします。

議長のまちづくり常任委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま、まちづくり常任委員に選任されました議長から、まちづくり常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、まちづくり常任委員を辞任したいとするものです。

まちづくり常任委員の辞任について、許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●副議長

異議なしと認めます。

議長のまちづくり常任委員の辞任については、許可することに決定をいたしました。

議長席の交替をいたします。

暫く休憩といたします。

(10時41分)

(休憩) (議長席 交替) (議長 入場)

●議長

(10時42分)

会議を再開いたします。

この際、しばらく休憩といたします。

休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会を開催し、議会運営委員長、副委員長及び各常任委員長、副委員長の互選をお願いします。

では、休憩といたします。

(10時42分)

(休憩)

●議長

(10時47分)

それでは、会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、事務局長に報告をさせます。事務局長。

●事務局長

議会運営委員会の正副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会、委員長、篠田議員、副委員長、石川議員。

続いて、各常任委員会の正副委員長をご報告いたします。

まちづくり常任委員会、委員長、石川議員、副委員長、笹木議員。

広報常任委員会、委員長、遠藤議員、副委員長、根岸議員。

以上でございます。

●議長

(10時48分)

諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩) (議案配付)

日程第9から日程第16まで一括選挙

(10時54分)

●議長

それでは、会議を再開いたします。

日程第9、選挙第3号「中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について」

日程第10、選挙第4号「砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について」

日程第11、選挙第5号「砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について」

日程第12、選挙第6号「石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について」

日程第13、選挙第7号「空知中部広域連合議会議員の選挙について」

日程第14、選挙第8号「空知教育センター組合議会議員の選挙について」

日程第15、選挙第9号「中空知広域水道企業団議会議員の選挙について」

日程第16、選挙第10号「中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について」

以上、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

日程第9、選挙第3号より日程第16、選挙第10号まで、8つの選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

朗読いたします。

中空知広域市町村圏組合議会議員、根岸議員。
砂川地区広域消防組合議会議員、大関議員。
砂川地区保健衛生組合議会議員、大関議員。
石狩川流域下水道組合議会議員、森岡議員。
空知中部広域連合議会議員、森岡議員、篠田議員。
空知教育センター組合議会議員、遠藤議員。
中空知広域水道企業団議会議員、森岡議員、星議員。
中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員、森岡議員。
以上でございます。

●議長

お諮りいたします。
ただいま、議長が指名した方々を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
ただいま、議長が指名した方々が当選されました。
ただいま、当選された方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

(告知)

日程第17 議案第1号の上程・質疑・討論

(10時57分)

●議長

日程第17、議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

大矢議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退席を求めます。

しばらく休憩いたします。

(休憩) (大矢議員 退場)

●議長

会議を再開いたします。 (10時58分)

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」

地方自治法第196条第1項の規定により、大矢雅史氏を監査委員に選任したいので、町議会の同意を求める。

令和5年5月8日提出、奈井江町長。

大矢氏の履歴につきましては、次ページに記載しております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意されました。

しばらく休憩いたします。

(休憩) (大矢議員 入場)

日程第 18 調査第 1 号の上程・付託

(10時59分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第 18、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」

議会運営委員長より、地方自治法第 109 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和 5 年 5 月 9 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、

調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 19 調査第 2 号の上程・付託

(11時00分)

●議長

日程第 19、調査第 2 号「広報常任委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「広報常任委員会の調査の付託について」

広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和5年5月9日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、

調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和5年奈井江町議会第3回臨時会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(11時02分)